

# 公立大学法人横浜市立大学職員安全衛生管理規程

制 定 平成17年4月1日規程第11号  
最近改正 令和6年4月1日規程第31号

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学就業規則(以下「就業規則」という。)第54条の規定に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保を図ることに關し、必要な事項を定めることとする。

### (労働安全衛生諸法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働安全衛生関係諸法令の定めるところによる。

2 各事業場の安全衛生管理に関して必要な事項は、法令やこの規程に反しない範囲で事業場において定めることができる。

### (理事長の責務)

第3条 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律57号。以下「安衛法」という。)その他関係法令に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における安全と健康の保持増進に必要な措置を講じなければならない。

### (職員の責務)

第4条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、理事長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### 第1節 総括安全衛生管理者等

#### (事業場の区分)

第5条 事業場の区分は次のとおりとする。

- (1) 金沢八景地区
- (2) 附属病院を除く福浦地区
- (3) 附属病院
- (4) 市民総合医療センター
- (5) 舞岡地区
- (6) 鶴見地区

#### (安全衛生管理組織)

第6条 労働災害の防止及び安全で快適な環境作りを推進するため、次の者を置く。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 衛生推進者
- (4) 産業医

- (5) 作業主任者
- (6) 化学物質管理者
  - (総括安全衛生管理者)

第7条 安衛法第10条の定めるところにより、市民総合医療センター及び附属病院にそれぞれ総括安全衛生管理者1人を置き、その者に次条に規定する衛生管理者を指揮させるとともに、業務を総括管理させる。

- 2 前項の総括安全衛生管理者は、それぞれの病院においては病院長が指名する者とする。
- 3 病院長は、総括安全衛生管理者が旅行・疾病・事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。  
(衛生管理者)

第8条 安衛法第12条の定めるところにより、次の各号に掲げる事業場に当該各号の人数の衛生管理者を置き、その者に第7条第1項の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させる。

- (1) 金沢八景地区 3人
- (2) 附属病院を除く福浦地区（以下「福浦地区」という。） 2人
- (3) 附属病院 4人
- (4) 市民総合医療センター 4人
- (5) 鶴見地区 1人

(衛生管理者の定期巡視)

第9条 衛生管理者は、事業場を巡視し、設備・作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者)

第10条 安衛法第12条の2の定めるところにより、舞岡地区に衛生推進者を置き、その者に第7条第1項の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させる。

(機密事項の保持)

第11条 衛生管理者及び衛生推進者、その他安全衛生に係る者は、その職務上知り得た職員の健康上の秘密を他に洩らしてはならない。

(産業医)

第12条 安衛法第13条の定めるところにより、金沢八景地区、福浦地区、附属病院、市民総合医療センター及び鶴見地区に、それぞれ産業医1人を置き、その者に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第14条第1項各号及び同規則第15条第1項に掲げる職務を行わせる。

(作業主任者)

第13条 理事長は、安衛法第14条の定めるところにより、労働災害を防止するための管理を必要とする作業の区分に応じて、作業主任者を置き、その者に当該作業に従事する職員の指揮その他の関係法令で定める事項を行わせる。

(化学物質管理者)

第13条の2 理事長は、安衛則第12条5の定めるところにより、事業場ごとに化学物

質管理者を置き、その者に化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる。

## 第2節 安全衛生委員会

### (安全衛生委員会の設置)

第14条 金沢八景地区、福浦地区、附属病院及び市民総合医療センターに、それぞれ安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置き各委員会ごとに要綱（以下「各地区要綱」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) その他職員の危険の防止・健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

3 前項の調査審議事項には、金沢八景地区の委員会にあっては、舞岡地区及び鶴見地区に係る事項（第17条の3に基づき審議する事項を除く。）を含むものとする。

### (委員会の構成)

第15条 委員会は、次の者をもって構成する。ただし、第1号及び第3号の者である委員は1人とする。

- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で、当該事業場において、その事業の実施を総括管理するもの若しくはこれに準ずる者
- (2) 衛生管理者のうちから理事長または病院長が指名した者
- (3) 産業医
- (4) 安全及び衛生に関し経験を有する者のうちから理事長または病院長が指名する者

2 委員会の委員長は各地区要綱にて定めるものとする。

3 理事長は、第1項第1号以外の委員については、安衛法第19条第4項の定めるところにより、指名しなければならない。

### (委員の任期)

第16条 前条第1項第2号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

### (委員会の運営)

第17条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員会の定足については各地区の要綱にて定めるものとする。
- 3 委員会の事務は、各地区要綱にて定めるものとする。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### (委員会の開催報告)

第17条の2 金沢八景地区安全衛生委員会委員長は法人全体を総括する管理者の責務を有し、各地区委員会は開催状況等について金沢八景地区安全衛生委員会委員長に報告することとする。

## 第3節 衛生委員会

### (衛生委員会の設置)

第17条の3 鶴見地区に衛生委員会を置く。

2 衛生委員会の調査審議事項、委員の構成、任期、運営等については、要綱で定める。

## 第3章 就業にあたっての措置

### (安全衛生教育)

第18条 理事長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、当該職員に対し、遅滞なく次の事項のうち、当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

- (1) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- (2) 整理・整頓及び清潔の保持に関すること
- (3) 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる職員については、当該事項についての教育を省略することができる。

## 第4章 健康管理

### (健康診断の実施)

第19条 理事長は、次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特殊健康診断

2 理事長は、前項各号に掲げるもののほか、必要があると認められるときは、臨時の健康診断を行うことができる。

第20条 前条第1項第3号の健康診断は、職員が次の各号の一に該当する場合において行う。

- (1) 安衛則第13条第1項第2号に定める特定業務及び労働安全衛生法令施行令（昭和47年政令第318号）第22条に定める有害業務に従事するとき
- (2) 海外研修で、6月以上海外生活を予定して出国するとき及び6月以上の海外生活を終えて帰国したとき

2 前条第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回以上、第1項第3号の健康診断は、6月以内ごとに1回行う。

### (健康診断の項目)

第21条 第19条第1項各号に掲げる健康診断は、次の各項目について行う。ただし、産業医が必要でないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長・体重・視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査

- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査
- (7) 肝機能検査
- (8) 血中脂質検査
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査
- (11) 心電図検査
- (12) その他必要と認められる検査

(健康診断の受診義務)

第22条 職員は、理事長が行う健康診断を受けなければならない。ただし、理事長の指示した医師又は歯科医が行う健康診断を受けることを希望しないとき又はやむを得ない事由により受けることができないときは、当該健康診断の検査項目を満たす他の医師が行う健康診断の結果を証明する書面を提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

(健康管理指導区分の決定)

第23条 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、生活規正面及び医療面の指導を必要と認めた職員について、別表に定める指導区分の決定及び変更を行うものとする。

(事後措置)

第24条 理事長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(就業禁止)

第25条 理事長は、安衛法第68条の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる職員について、伝染予防の措置を施した場合はこの限りでない。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓・腎臓・肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 安衛則第61条第1項第3号に該当する者

2 理事長は、前項の規定により職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第26条 理事長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康記録の管理)

第27条 理事長は、健康診断の結果・指導区分・事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(面接指導等)

第27条の2 理事長は、安衛法第66条の8及び第66条の9の定めるところにより、職員の時間外労働が1か月あたり80時間を超える場合、又はそれに準じる場合において、医師等による面接指導等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属病院又は市民総合医療センターで勤務する医師に対する面接指導等の取扱いについては、別に定める。

(ストレスチェック制度)

第27条の3 理事長は、安衛法第66条の10の定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査等（以下「ストレスチェック制度」という。）を実施する。

2 ストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 安全管理

### (危険を防止するための措置)

第28条 理事長は、次の各号に掲げる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械・器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物・発火性の物・引火性の物等による危険
- (3) 電気・熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削・採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

2 理事長は、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第29条 理事長は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、職員を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、防火・退避等の訓練及び救急用具・避難設備等の点検整備を実施しなければならない。  
(作業環境測定)

第30条 理事長は、安衛法第65条の定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならぬ。

2 理事長は、前条の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、施設設備の設置又は整備、職員の健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。  
(定期自主点検)

第31条 理事長は、安衛法第45条の定めるところにより、ボイラーその他機械等について、定期に自主点検を行い、及びその結果を記録しておかなければならぬ。

## 第6章 雜 則

### (秘密の保持)

第32条 健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和6年規程第31号）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別 表（第23条、第24条関係）

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区分	内 容	
生 活 規 正 の 面	A 勤務を休む必要のある者	休暇（日単位のものに限る。）又は休職により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B 勤務に制限を加える必要のある者	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（所定労働時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C 勤務をほぼ正常に行つてもよい者	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D 平常の生活でよい者	
医 療 の 面	1 医師による直接の医療行為を必要とする者	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようする。
	2 定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のための必要な指導を行う。
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としない者	